

県南広域振興局長告示第 247 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
イーハトーブ介護リハビリセンター	花巻市湯口字志戸平 14 番地 1	平成 19 年 11 月 1 日